IPCCインベントリー計画及びそのIGES(日本)技術支援ユニット

背景

- 1. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、世界気象機関(WMO)及び 国連環境計画(UNEP)によって、気候変動について、科学的・技術的・社会 経済的観点から評価を行うため、1988年に設置された。IPCCは、199 1年以来、経済協力開発機構(OECD)及び国際エネルギー機関(IEA)の 密接な協力を得て、国別温室効果ガスインベントリープログラム(NGGIP) を実施してきた。
- 2. NGGIPの目的は、
 - 各国の温室効果ガスの計算及び報告のための国際的に合意された手法及びソフトウェアーの開発及び改善。
 - 同手法のIPCCに参加している各国及び国連気候変動枠組み条約(UNFCC)加盟国での使用の拡大。
 - 国別データの収集、レビュー及び報告のためのデータ管理システムの確立。
- 3. IPCCの国別温室効果ガスインベントリーガイドラインは1994年に初めて 承認され、1995年に出版された。1997年に京都で開催されたUNFCC C第3回締約国会議(COP3)は、1996年改訂IPCCガイドラインを、 第一約束期間における条約付属書Iに定められた加盟国の法的拘束力のある目標 の計算に関する「温室効果ガスの人為起源排出源からの排出及び吸収源による除 去の推計のための手法」として使用すべきであることを確認した。

SBSTAの要請

4. UNFCCCの科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)はその 第8回会合(1998年6月)において、IPCCに対し、「不確実性に関する IPCCの作業を完了することを優先するとともに、インベントリー管理に関す る良好な手法に関する報告書を作成し、これらに関する報告書を、可能であれば COP5までに、SBSTAにおける審議のため出するように」要請した。現在 のIPCC温室効果ガスインベントリープログラム(IPCC-GIP)の作業 計画は、この要請に対応するための活動を含むものである。

IPCC14における決定

5. IPCC-GIPの目的がこのように拡張されたことに対応するため、第14回IPCC総会(1998年10月)は、IPCC-GIPを監督するため、国別温室効果ガスインベントリータスクフォース(TFI)を設置した。TFIはIPCC-GIPを指導し、必要に応じ、GIPを拡大していくため、タスクフォースビューロ(TFB)を持っている。TFBは、日本国政府の拠出金を得て1999年7月に(財)地球環境戦略研究機関(IGES)に設置される技術支援ユニット(TSU)を持つ。TSUはTFBに対する責任を持ち、TFBはTFIに対し、従ってIPCC総会に対する責任を持つ。

IPCC-GIPの現在の活動

6. TFBは、そのメンバーが1999年2月のIPCCビューロー会議で確認されて以来、これまでに2回開催された。1999年/2000年/2001年の作業計画は1999年4月にサンホセで開催されたIPCC第15回総会で承認された。作業計画は以下を含むこととなっている。

- 1996年改訂IPCCガイドラインに基づく国別温室効果ガスインベントリーの準備における良好な手法及び不確実性の管理に関するガイドラインの定義。
- ガイドラインに関する各国からの反応を考慮することによる1996年改訂ガイドラインの改善。
- 1996年改訂IPCCガイドライン及び関連情報の、特に発展途上諸国への 普及。
- 土地利用変化・森林に関するIPCC特別報告書及びIPCC第3次評価報告 書の起草及び完成に対する貢献。

TSULIGES

- 7. IPCC-GIPは、将来の気候変動に関する政策の発展に対する科学的基盤を 提供するものであるが、これは同時にIGESの戦略研究プロジェクトの6つの 焦点分野のうちの一つでもあり、高いレベルの協同効果が期待される。
- 8. IGESにおけるTSUの設置準備は、IPCC、OECD、IEA、日本国政府及びその他の関連機関との密接な協力の下で完了しつつある。オフィスの施設整備は完了し、TSUの支援スタッフは既に配置された。4名の国際スタッフの採用はその最終段階にあり、その全員が極めて近い将来に着任することが期待されている。

国立環境研究所地球環境研究センター客員研究官 地球環境戦略研究機関(IGES)上級コンサルタント 平石 尹彦